

# 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案の概要

- **安全保障の概念が、経済・技術の分野にも拡大。** 厳しい安全保障環境を踏まえ、**経済安全保障分野のセキュリティ・クリアランス制度の整備を通じて、同分野における情報漏洩のリスクに万全を期す必要。** すでに情報保全制度がこれらの分野に定着し活用されている国々との協力を一層進めることを可能に。
- **企業からも、海外の機微な情報にアクセスできないという声も。** 経済・技術の分野にも対応したセキュリティ・クリアランス制度により政府経由での情報共有を円滑にすることで、こうした声に応えていく必要。

## 1. 重要経済安保情報の指定 (第3条)

### ① **重要経済基盤保護情報** (※) であって

- (※) **重要経済基盤** (重要なインフラや物資のサプライチェーン) の
- a 保護措置又はその計画・研究
  - b 脆弱性、革新的技術等の重要情報
  - c aに関する外国政府等からの情報
  - d b・cの情報の収集整理・その能力

### ② 公になっていない

### ③ その漏えいが我が国の安全保障に**支障**を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要なものを**重要経済安保情報**として指定

#### ○イメージ

政府保有の経済安全保障上重要な情報

特定秘密

重要経済安保情報

#### ○具体例

サイバー脅威・対策等に関する情報

## 3. 罰則 (第22条～第27条)

- ・漏えいは、**5年以下**の拘禁刑**若しくは500万円以下**の罰金又はこれを併科。 ※未遂や過失犯や共謀等も処罰
- ・不正取得は、**5年以下**の拘禁刑**若しくは500万円以下**の罰金又はこれを併科。 ※未遂犯や共謀等も処罰
- ・国外犯も処罰
- ・法人の業務に関して漏えい又は不正取得 (未遂を含む) をした場合は、**法人にも罰金刑**。

## 2. 重要経済安保情報の管理・提供ルール (第6条～第16条)

- ・他の行政機関や外国政府への提供のほか、政令で定める基準に適合する**事業者**に対し、**安全保障の確保に資する活動を促す**ため、契約に基づき、指定情報を提供できる。
- ・安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがない等の場合には、**国会(秘密会)**や捜査機関、裁判所等にも提供。
- ・重要経済安保情報の取扱いの業務は、**10年以内**に当該行政機関による適性評価を受けた者に限定。
- ・適性評価は、**本人の同意を前提として、内閣総理大臣による一元的調査**の結果に基づいて、各行政機関の長が実施。  
(調査事項は、特秘法と基本的に同様であるが、特定有害活動・テロリズムに関する事項は経済安保分野に限定)
- ・適性評価の**苦情の申出が可能**。不利益取扱いも禁止。
- ・適性評価の結果や調査で取得する**個人情報について、重要経済安保情報の保護以外の目的での利用・提供の禁止**。

## 4. その他 (第18条、附則)

- ・**統一的な運用基準**を、**有識者の意見を聴いた上で**、閣議決定。(国会報告は規定しない)
- ・内閣府の所掌事務とするため、**内閣府設置法を一部改正**。
- ・公布から**1年以内に施行**。